

## 構造改革特区の提案募集について

### 1. 趣旨

特区制度ができてから、特区での規制改革は188事項、全国規模での規制改革も285事項を実現しています。また、昨年4月21日に最初の特区が誕生して以来、既に全国で386の特区が誕生し、全国各地で規制の特例を活用した取り組みが行われております。特例措置が適用されてから1年を経過するものもあることから、これから規制の特例措置の全国化のための調査、評価も進められております。

このように規制の特例措置を活用した地域の取り組みが広がる中で、今後さらに地域や民間の知恵と工夫を活かした競争を推進するための一層の拡充が必要となつてきております。

このため、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成16年4月23日閣議決定)に基づき、構造改革特区の提案募集を行いますので、下記の応募のポイント、応募方法をご確認の上、ふるってご応募ください。

なお、応募に当たっては、提案の実現性を高めるため、「もみじキャラバン」への参加、各地域の特区エキスパート<sup>(注)</sup>への相談、及び当室への事前の相談、を積極的に行って頂きますようお願いいたします。

(注)特区エキスパートについては、以下のホームページを参照下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/040422.pdf>

### 2. 応募のポイント

#### 1) 募集の対象について

・以下に掲げる提案をあわせて提出して下さい。

#### **イ 特区構想(プロジェクト)の提案**

地域や企業等において最終的に実施したい取組みの内容を具体的にご提案下さい(企業等においては、実施したい事業を「プロジェクト」として提案して下さい。)

#### **ロ 上記の特区構想(プロジェクト)を実現する上で必要となる規制改革事項の**

## **提案**

上記の構想(プロジェクト)を実現するために必要となる個別の規制改革事項を列挙してご提案下さい。

### 2)「イ 特区構想(プロジェクト)の提案」について

- ・必要となる規制改革事項との関係が分かるように記載してください。
- ・取組みの内容やそれによる効果、ニーズが具体的に分かるように記載して下さい。
- ・既に認定された特区計画を拡充する提案に関しては、新たな規制改革の導入により、どのような効果が見込まれるのか具体的に分かるように記載して下さい。

### 3)「ロ 上記の特区構想(プロジェクト)を実現する上で必要となる規制改革事項の提案」について

#### 今回の検討の対象とする提案

- イ 当該提案に基づく特例の導入により推進される取組みが具体的に示されているもの。また、当該取組みが次のいずれにも該当しているもの。
  - a. 実現性が乏しくないもの
  - b. 経済的社会的効果が見込まれるもの
- ロ 単なる税財源措置の優遇を求めるものでないもの。
- ハ 提案の実現により、全国的な構造改革が進むものと認められるもの。

#### 提案に当たっての留意事項

- イ 提案の内容を明確にして下さい。
- ロ 提案のニーズを明らかにして下さい。
- ハ 既存の制度においても提案目的を実現できる場合、新たな提案事項が必要な理由をご提示下さい。
- ニ 規制の特例を設けることにより想定される弊害がある場合、それに対する予防措置(代替措置)の提案があれば、併せてご提示下さい。

#### 再提案に関する留意事項

- イ 第1次から第5次までの提案募集で特区において認められなかった事項についての再提案を行う場合は、過去の提案募集における各省庁の回答に対する反論や懸念事項の具体的な解決方法等が明らかになるようにして下さい。

□ 過去に提案して認められなかった規制改革についても、過去の提案とは異なる規制改革提案により当初の提案目的の達成が可能となる場合もありますので、ご検討下さい。

#### 認定申請と提案募集の違いについて

- ・今回の提案募集は、特区における規制の特例措置(規制緩和のメニュー)の拡充を行うためのものであって、個別の構造改革特区計画の認定申請とは全く異なるものです。
- ・今回の提案を行ったか否かにより、個別の構造改革特区計画の認定に当たって有利又は不利となるようなことはありません。

### 3. 応募の方法

#### 1) 提案様式

特区に関する構想(プロジェクト)の様式 : 様式1  
規制改革の提案の様式 : 様式2

[様式1・様式2](#)

- \* 提案様式は当室のホームページよりダウンロードできるようになっております。
- \* 提案様式は、MS Excel 形式ですので、本形式以外での提案はご遠慮ください。
- \* 記入に当たってはコード表を参照してください。

[別表1: 都道府県コード表](#)

[別表2: 地方公共団体コード表](#)

[別表3: 民間機関等コード表](#)

[別表4: 提案主体分類コード表](#)

[別表5: 特区提案分野コード表](#)

#### 2) 提出部数

構想(プロジェクト)の提案 6部

様式1、様式2、添付資料の順番にプロジェクト毎にクリップ止め

#### 【留意事項】

当室が提案書の複製を作成する必要があることから、複製作業を円滑に進めるため、以下の点に留意して資料作成をお願いします。

- a) 提出原稿は、片面印刷にしてください。(両面印刷はさけてください)
- b) 書類はダブルクリップで綴じてください。(ホチキスや外れやすいクリップは

避けてください)

- c) A4 サイズでは表現できない内容を含む図面であっても、必ず A4 サイズに縮小したものを添付してください。
- d) A3 サイズの原稿を織り込むことは、極力避けてください。
- e) カラー原稿でなければ表現することができない内容である等、特別な事情がない限り、原稿は極力、白黒で作成願います。

上記資料の電子媒体 (FD、MO 又は CD-R) 1 式

【電子媒体に関する注意事項】

- a) プロジェクト毎に1つの電子媒体としてください。1つの媒体に複数の提案を保存できる場合であっても、プロジェクト毎に保存する媒体を別にしてください。
- b) 電子媒体に次のようにラベルを付けてください。  
「提案主体名 プロジェクト名」  
なお、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として様式 1 に記入されている方が属する団体名(個人名)としてください。
- c) 1つのプロジェクトの提案を構成する様式1、様式2及び様式3については、Excel のブック形式に3つのシートとして記入し、1つのファイルとして保存してください。
- d) ファイル名称については、次のようにしてください。  
「都道府県コード(1又は2桁) 提案主体名 プロジェクト名」  
なお、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として様式 1 に記入されている方が属する団体名(個人名)としてください。

【留意事項】

応募様式の電子ファイルは、次のホームページからもダウンロード可能です。

- ・社団法人日本経済団体連合会 (<http://www.keidanren.or.jp/indexj.html>)
- ・日本商工会議所 (<http://www.jcci.or.jp/>)
- ・日本ニュービジネス協議会連合会 (<http://www.nbc-japan.net/>)

3) 提出先

「全国規模の規制改革・民間開放要望」のみを提出される場合には、規制改革・民間開放推進室に提出してください。それ以外の提案(特区の提案を含む場合)については、構造改革特区推進室に提出してください。各組織は、本件に関

する情報を共有することとしておりますが、事務処理上の混乱をきたさないよう、本手続きの遵守をお願いします。

内閣官房構造改革特区推進室内 提案募集担当

<住所> 〒105 - 0001 東京都港区虎ノ門1 - 23 - 7

第23森ビル6階

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>